

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 23 年度 第 1 回枚方市特別職報酬等審議会
開 催 日 時	平成 23 年 11 月 11 日 (金) 9 時 30 分から 11 時 00 分まで
開 催 場 所	別館 4 階 第 2 委員会室
出 席 者	小野委員、北本委員、竹下委員、田淵委員、中垣委員、福永委員、 松葉委員、宮原委員、宮本委員（50 音順）
欠 席 者	谷本委員
案 件 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議会の運営方法について</li> <li>・ 今後のスケジュールについて</li> <li>・ 各市の状況等について</li> <li>・ その他</li> </ul>
提出された資料等の 名 称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 枚方市特別職報酬等審議会条例、枚方市特別職報酬等審議会条例の主要な改正部分の新旧対照表、枚方市特別職報酬等審議会 委員名簿、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規定、枚方市情報公開条例</li> <li>・ 特別職報酬等改定状況、府内各市の特別職等の給料月額①・②、府内各市の市議会議員の報酬月額、人口類似団体の特別職等の給料月額①・②、人口類似団体の市議会議員の報酬月額、市長の年収額の比較（大阪府内・人口類似団体）、議員の年収額の比較（大阪府内・人口類似団体）、府内各市の決算状況、府内各市の財政状況、財政用語について、社会経済情勢の変化要因の推移、府内各市の市議会議員数等の状況、政務調査費の比較（大阪府内・人口類似団体）、市長の退職手当支給率の比較（大阪府内・人口類似団体）、市長の退職手当支給額の比較（大阪府内・人口類似団体）</li> </ul>
決 定 事 項	・ 審議会については原則公開とする。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公 開
会議録の公表、非公表の 別及び非公表の理由	公 表
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	総務部 職員課

## 審 議 内 容

○**長沢総務部長** ただ今から「平成 23 年度 第 1 回 枚方市特別職報酬等審議会」を開催したいと思います。

本日、会長が決まりますまでの間、わたくし、事務局総務部長の長沢が進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、まず審議会開催にあたりまして、市長からご挨拶を申し上げさせていただきます。それでは竹内市長、よろしくお願いします。

○**竹内市長** おはようございます。本日はお足元の悪い中、ご出席を賜りありがとうございます。委員各位におかれましては、本審議会委員の就任にあたりまして、ご快諾をいただきありがとうございます。

また、本日は公私にわたりご多忙のところご出席を賜り、重ねて御礼申し上げます。

なお、今年度につきましては、これまで以上に市民の皆様からの広いご意見を反映した審議をいただきたく、市民の皆様から新たにお二人の委員を公募させていただきました。市民の代表として新たに審議会にご参加いただくこととなりましたお二人につきましては、市民の目線に立った忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、長引く経済不況の影響から、地域経済や市民生活は依然として厳しい状況にあり、歳入の根幹である市税収入については、厳しい状況が続くものと予測されます。

このような現状の中、私といたしましては、行政改革を着実に進め、健全な財政運営のもと、市民との約束を着実に実行することを念頭に、公正・清潔・健全な市政運営に尽力していきたいと考えております。

さて、特別職の給与等のあり方につきまして、本日、諮問させていただくものでありますが、本来であれば会長の選任の後、私から諮問させていただくべきところ、この後公務がありますので、まことに失礼とは存じますがただいまから諮問の趣旨につきましてご説明させていただき、会長が選任されましたら、改めまして、私の代理として総務部長から会長に諮問させていただきます。

それでは諮問の趣旨でございます。市長等の特別職の給料月額につきましては、平成 11 年度に現行の額に引き上げを行い、平成 16 年度には特別職報酬等審議会において、月例給料額については据え置きが適当との答申を受け、現在に至っております。

一方で平成 17 年 4 月以降、本市の財政状況等を総合的に勘案し、特別措置として給料月額の 3%相当額の減額措置を自主的に講じているところではありますが、この特別措置が長期にわたっており、今日の社会経済状況において、本市における市長等の特別職の給料及び退職手当の本来のあり方につきまして、本市特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定に基づき、審議会に諮問しご審議いただきたいと思います。

なお、議員報酬及び政務調査費につきましては、現在市議会において議会改革特別調査委員会を設置し、議員報酬、議員定数、その他市議会の組織運営のあり方について調査を行っていることから、今回は諮問の対象とはいたしませんので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会にあたりまして私からのご挨拶とさせていただきます。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

○**長沢総務部長** それではまず、先日開催されました第3回枚方市議会定例会におきまして、『特別職報酬等審議会条例』が一部改正されましたので、事務局から報告いたします。

○**事務局** それでは、『特別職報酬等審議会条例』の一部改正の内容についてご説明いたします。

枚方市特別職報酬等審議会につきましては、これまでも市長の諮問に応じ、議員報酬や市長等の給料の額についてご審議いただいていたところですが、これまで以上により広く市民の皆様の意見を反映した審議がなされ、もって適正な報酬等の水準を確保する観点から、審議会の所掌事項と委員構成について見直しを行いました。

所掌事項につきましては、これまで市長の諮問に応じ、議員報酬、市長及び副市長の給料、政務調査費の額について審議することとなっていました。これに市長等の「退職手当の額について」を追加するものでございます。また、上下水道事業管理者、病院事業管理者、常勤の監査委員及び教育長の給料額についても諮問事項とするものでございます。

これらにつきましては、これまでは諮問事項にはありませんでしたが、審議会のご意見を聞かせていただくといった形で聴取してきましたものを、位置づけを明確にするために諮問事項につけ加えたところです。

つづきまして、委員構成に関しましてはこれまで委員は10人以内とし、枚方市域内の公共的団体等の代表者その他住民から市長が委嘱するとしていたものを、より広く市民の意見を求めるため、新たに市民から選任する委員の公募を行うとともに、学識経験を有する方については本市市民に限らず広く意見を伺えるようにするため、本市区域内の公共的団体等の代表者、学識経験者、そして市民公募者とするよう見直しを行ったものです。

甚だ簡単ではございますが、今回の『特別職報酬等審議会条例』の改正内容につきましてのご説明は、以上でございます。

○**長沢総務部長** では審議に入ります前に、まず定足数の確認について報告を求めます。

○**事務局** 本日は9名の委員にご出席をいただいております。過半数を超えて定足数に達しております。

○**長沢総務部長** つづきまして、本審議会の会長の選出をお願いしたいと存じます。「枚方市特別職報酬等審議会条例」第5条に基づき、会長は委員の皆様の互選により選出していただくことになっております。委員の皆様よりご意見等がございましたらよろしく願いいたします。

○**北本委員** 事務局の意見をうかがいたいのですが。

○**長沢総務部長** はい、ありがとうございます。今、北本委員よりご発言がございました。

事務局といたしましては、前任期において会長としてご尽力いただきました松葉委員に引き続きお願いできないかと考えておりますが、他の委員のみなさんはいかがでしょう。

○**委員一同** (異議なし)

○**長沢総務部長** ありがとうございます。松葉委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○**松葉委員** お受けいたします。

○**長沢総務部長** ありがとうございます。それでは、会長につきましては、前回に引き続き松葉委員をお願いしたいと存じます。

○**長沢総務部長** 次に会長の職務代理の指名でございますが、同じく条例第5条第3項におきまして会長の選任する委員となっておりますので、松葉会長に選任をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○**松葉会長** 本日ご欠席をされていますが、前任期に会長の職務代理をされておられました谷本委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○**委員一同** (異議なし)

○**長沢総務部長** ありがとうございます。それでは、会長職務代理につきましては谷本委員にお願いしたいと思います。本日は、谷本委員はご欠席されていますので、事務局からあらためてご依頼させていただきます。

それでは今後の進行につきましては、松葉会長に引き継がさせていただきます。会長、よろしくお願ひします。

○**長沢総務部長** それでは今後の進行につきましては、松葉会長に引き継がさせていただきます。

○**松葉会長** 前年度までは、年一回、審議会の公開非公開の議論をして終わるだけでしたが、今年には具体的に諮問があり、自主的な審議ができるということで、ある意味では喜んでおります。責任は非常に重たいものと考えておりますので、委員の皆様のご協力を心からお願いいたします。よろしくお願ひします。

それでは、まず「審議会の運営方法について」をお諮りしたいと思います。

これは審議会を公開とするか、非公開とするか、つまり傍聴を認めるかどうかに関することについてご意見を賜りたいと思うものですが、今回、委員の改選もありましたので、改めて事務局より説明をお願いします。

○**事務局** 審議会会議の公開につきましては、規程第3条で原則として公開することと規定されています。その上で、同じく資料の7ページにあります「枚方市情報公開条例」第6条で規定される非公開事項について審議する場合、又は公開することにより当該会議の公正かつ円滑な審議が著しく阻害され会議の目的が達成されないと認められる場合等に限り非公開とすることができ、「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」第4条の規定により、審議会において会議の公開、非公開の決定を行っていただくこととなるものです。

○**松葉会長** 前年度までの審議会は、諮問事項がなかったということもあったのですが、原則非公開というスタンスで運営されていました。本年度はこのような具体的な諮問が来ているという状況の中で、事務局からのご説明に基づき、改めて公開、非公開をどうするかを議論しておきたいと思っています。

公開ということになれば、市民の方で傍聴希望者がいらっしゃれば、審議を傍聴できるということになります。

なお、条例等で規定されている議事録については作成義務があるとともに、議事録の公開についてはこの審議会自体の規定とは別に定められていますので、審議内容がまったく密室でなされるということはありません。

○**北本委員** 議事録が公開されるということであれば、今までどおりでも良いのではないのでしょうか。

○**松葉会長** ご意見をいただきましたが、規定上では原則公開で、審議への影響がある事情がある場合は非公開にすることができるということとなっていますが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○**宮本委員** 公開するメリットとはどういうものなのでしょうか。

○**松葉会長** 例えば、特別な場合として、個々の方の資産や収入、固有名詞を出すような議論が

ある場合は秘匿しなくてはならないという可能性はあります。一方で、他市との比較という一般的な議論であれば、市民に支障がある問題ではないと考えます。どこまでを公開とし、非公開とするか、原則公開として特別な問題が予想される場合は非公開とするか、ここからの議論は非公開にしましょうということをここで決めておくことが可能です。

○**宮本委員** 審議する内容が市長の給料に関する事なので、原則公開は貫いておく方が、先ほど市長がご挨拶された内容とも一致するのではないのでしょうか。

○**松葉会長** いま両方の意見がありますが、いかがでしょうか。

○**宮原委員** 原則公開となっているので、原則公開にして、案件によっては委員全員で非公開にするかを決めるのがいいと思います。

○**松葉会長** 会長としてではなく一人の委員としての意見を申し上げますと、市長の冒頭挨拶でもあったように、市民から見て透明な議論が市役所で行われるということを担保するために公開という理論がもともとあり、原則公開となっています。

しかし、事案によってはそういう手続きでは十分な議論ができない危険性がある。原則市民の方に傍聴を認めたいうえで、公開するには少し差支えがある問題については、全員でお諮りして非公開にする。非公開の際は、傍聴者には申し訳ありませんが、ご退席をお願いします、という扱いにする。そのような運用の方が原則に沿ったものではないかと思います。

もちろん傍聴者は、会議中発言はできませんし、何か発言をされたら退席を願うこととなります。

では賛否をとりたいと思います。今までどおり原則非公開とするか、原則公開にするかの二つでお諮りをしたいと思います。

○**委員一同** (公開で一致)

○**松葉会長** では、これより本年度の会議については原則公開とし、もしも議論によって支障がある場合は非公開とすることで審議をしてみたいと思います。

公開の場合は要領が必要となるのですが、傍聴の手続き等につきまして、事務局よりご説明をお願いします。

○**事務局** まず傍聴の手続きですが、会議を傍聴しようとする者は、事前に自己の住所及び氏名を記載した傍聴人受付簿を提出していただきます。

次に、傍聴の定員は受付順で10人となっております。ただし、傍聴席を増席できる場合に限り、会長において、定員を超える傍聴を特に認めることがあります。

傍聴席は、必要に応じて一般席及び報道関係席に分ける場合があります。

傍聴人は、審議会の会議席に立ち入ることはできません。会議を妨害し、又は他者に迷惑をおよぼすと認められる者は、傍聴席に入ることを禁止する場合があります。

傍聴人は、静粛に会議を傍聴することとし、会議会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為はできません。

傍聴人の発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明する行為は禁止します。

次に、傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音を許可なく行うことは禁止します。

傍聴人は、係員の指示に従っていただくこととしています。この要領に反するときは、会長がこれを抑止し、その命に従わないときは、退場させることができます。

資料の取り扱いですが、傍聴人には、傍聴の便を図るため当日の会議資料を配布いたします。ただし、会議開催中は会議会場外への持ち出し禁止とし、会議終了後は回収させていただくこととしています。

○**松葉会長** ではこの要領案で運営して頂くことで、ご了承いただけますか。

○**各委員** (了承)

○**松葉会長** では次に、本日、会議の冒頭で市長が諮問の趣旨について仰られましたが、ここで諮問をお受けしたいと思います。

○**長沢総務部長** はい。市長に代わりまして諮問を申し上げます。『諮問事項 市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、常勤の監査委員、教育長の給料及び退職手当の額のあり方について、諮問させていただきます。平成23年11月11日 枚方市長 竹内脩』。

○**松葉会長** これを受けまして、市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、常勤の監査委員、教育長の給料及び退職手当の額のあり方について、本審議会では審議をし、答申をまいります。

では次に、ただいまの諮問を受けまして審議をどう進めるか、いつごろを目途に答申をすることが望ましいか、事務局にご説明を求めます。

○**事務局** はい。特別職の給与を改正するという答申をされました場合、平成24年度からその内容を踏まえた改正を行うには、平成24年3月議会の第1回定例会で議決が必要となります。

その場合、遅くとも来年の2月初旬にはご答申をいただく必要があると考えております。

○**松葉会長** もう11月の半ばですので、2月初旬に答申ということならかなりタイトな議論が必要になるかと思えます。

今のお話で諮問の文言について確認しておきたいのですが、市長の給与及び退職手当の額、または額のあり方についてとありますが、これがどういう趣旨であるかを確認します。

○**事務局** 給料の額につきましては、市長等の給与に関する条例の中で具体的な額がそれぞれ定められております。一方、退職手当につきましては、条例上で退職手当の額が具体的に定められているわけではなく、在職月数に応じた支給率という形で条例上決まっております。

従いまして、退職手当の場合は、額の算定の仕方が現在決まっているということになりますので、算定の方法を含めまして額のあり方、という表現にさせていただいております。

○**松葉会長** 来年度から実施しようとするれば、市長等の給与と退職手当の両方をその間で決めなければならないということでしょうか。

○**事務局** 答申の方法については、給与と退職手当を同時に行う方法もございますが、今年度は給与を先行し、来年度に引き続き退職手当について審議するなどの方法もあります。

従いまして、この審議会でその方法も含め、ご検討いただく必要があると考えています。

○**松葉会長** 2月という期限をお聞きして、非常に厳しいものがあると感じます。

給与の議論と退職手当の議論は、もちろん非常に密接に関係しているものではありませんが、中身自体はちょっと違う要素があると思います。全部をやってしまうというやり方も良いのですが、それだけに幅広く大変な印象です。その辺も皆様にお諮りしたいのですが、ある程度のスケジュールは決めていきたいと思っております。

そこで、次回の審議会では、どこまでの議論をやるのかを審議し、審議の内容や段取り、順序を確定して、今後の審議をやっていききたいと考えております。

遅くとも 2 月初旬に答申しなければならないということであるなら、たとえ今年度は給与のみについて答申するとしても、2 月初旬までには少なくとも 4、5 回は審議する必要があると思います。

事務局で何か案がありますか。

○事務局 まず次回を 11 月下旬に開催するということでしたら、皆様のご出席が難しい日につきまして、会議終了後こちらの「予定表」にご記入いただきたいと考えております。

また、今後は、月 2 回くらいのペースで事務局で案を作らせていただきまして、各委員の皆様のご意見を集約したいと思っています。

○松葉会長 お願いします。全体のスケジュールで可能な日を委員の皆様には決めていただきたいと思いますので、またよろしくお願いします。

○竹下委員 退職手当に関して、例えば上下水道事業管理者などにはどういった支給率を使うのですか。

○事務局 市長と同じ率ではありませんが、それぞれの職について給料月額×在職月数×支給率という形で定まっております。

○竹下委員 市長は、再選されたばかりで退職というのはまだ今後のことですが、他の特別職の方は、来年には答申結果を適用することに関しては時間的に余裕があるのでしょうか。

○事務局 はい。特別職には水道事業管理者等などがございしますが、一番直近に任期を迎える者として、教育長が 3 月 31 日をもって任期を満了いたします。それ以外の者につきましては、さる 9 月議会の中で新たに選任された方ばかりになりますので、4 年の任期がございします。

また、副市長である奥野副市長でございしますが、この者につきましてはこの 12 月を持って第 2 期の任期を終えるということになります。

以上、教育長と副市長が直近で任期を終えるということになっております。

○松葉会長 任期が終了した場合の退職手当はどうなるのでしょうか。

○事務局 任期ごとに退職手当は支給されます。

○松葉会長 審議の進め方の議論についてですが、今日はまだ委員の方々が資料や問題整理ができていないので今後の話となります。

今回につきましては、配布されている資料について、事務局よりご説明いただいた上で、次回からどういう進め方をするかということと、次回までに事務局で用意してほしい資料について、こういう観点で議論をするためにこういうものが必要だということを提案していただき、事務局から準備していただくようにしております。

では、配布されている他市状況などを記載したこの資料について、事務局よりお願いします。

○事務局 「枚方市特別職報酬等審議会資料」に基づき、下記の項目について説明

- ・特別職報酬等改定状況
- ・府内各市の特別職等の給料月額①・②
- ・府内各市の市議会議員の報酬月額
- ・人口類似団体の特別職等の給料月額①・②
- ・人口類似団体の市議会議員の報酬月額
- ・市長の年収額の比較（大阪府内・人口類似団体）
- ・議員の年収額の比較（大阪府内・人口類似団体）

- ・府内各市の決算状況
- ・府内各市の財政状況
- ・財政用語について
- ・社会経済情勢の変化要因の推移
- ・府内各市の市議会議員数等の状況
- ・政務調査費の比較（大阪府内・人口類似団体）
- ・市長の退職手当支給率の比較（大阪府内・人口類似団体）
- ・市長の退職手当支給額の比較（大阪府内・人口類似団体）

○**松葉会長** 他に、本会議中に配布されました、「市長等の退職手当に関する条例」についてご説明をお願いします。

○**事務局** 退職手当の算定方法につきましては、給料月額に在職月数を乗じ、それに支給率を乗じるという算定です。市長についてはこの条例の第3条の1号にお示ししている100分の50という支給率になっております。2号から5号まではそれぞれの職の支給率を規定しているものです。

○**松葉会長** それでは本日配布の資料につきましては今ご説明いただきましたけれども、今後議論をしていくためにこういう資料が必要だとか、こういう観点で議論をするためのこういう資料を用意してほしいという要望があれば、皆様からご提案していただきたいのですが。

○**宮本委員** 資料には平成23年度の市長の年収額について書いてあるのですが、給料が変わらなければ毎年変わらないのですか。

○**事務局** 年収につきましては、月例の給料に地域手当を加算した額と期末手当から成り立っています。期末手当の算定は、給料月額を基本として支給月数で定まってくるものでありますが、これは本市の一般職員の支給月数に応じて検討する場合がございます。

従いまして、年々変動するという可能性もあります。

○**宮本委員** 過去はどうでしたか。市長の給料が改定になって以降は、変動はあるのでしょうか。

○**事務局** 一般職員の期末勤勉手当の支給月数ですが、年々変動しており、減少傾向です。それに応じて市長の年収額も減少しているのが現状です。

○**宮本委員** その年収の年々の変化の資料を用意してください。

○**松葉会長** 市長だけでなく、特別職の方々の過去の資料（年収額）をお願いします。

○**福永委員** 少し方向違いの質問をするかもしれないのですが、例えばこういうものの方向性を決める時に、市としてはこういう案をいま提案して審議会で問答しようということや、過去の資料によるとこういう動向で、今後市としてはこういう方向に向かっているのでこの部分で税収が期待できるとか、あるいはここにお金をかけることで例えば市長以下の方々の負担がかなりかかってくるのでそれに見合う分だけの収入が欲しいとか、そういった資料を事務局からご提案いただいて、それをふまえて審議ができるといいかなと思っていますが。

○**松葉会長** そうですね。それは、立場で言えば職員の立場の話だと思うのですが、市長が出した諮問を聞いた上で、市長はどのようにお考えかを問うご質問だと思うのですが。

○**福永委員** 市長や他の方々の給料などについては、やはり何も提案のないまま審議するというのでは少し足りず、やはり工夫がいます。例えば、枚方市としては3年、4年計画でこのようなことをやろうとしている、あるいは、人口が今後こういう風に推移するので、この

部分は支出が多くなっている、というような資料があって、特別職の収入についてはこのように考えてもらおうといったものがないといけないのでは、と思うのですが。

○**松葉会長** 私個人の意見ですが、大事なポイントだと思います。

今のご質問・ご意見というのは、特別職の方々が今受け取っている給料をどう見ているのか、市長がこのような諮問を出されているわけですから、報酬に対して何らかのご意見があるのではないかと、市長のご意見を出していただいた方が審議し易くなるのではないかと、という趣旨だと理解したのですが。

○**宮本委員** 例えば、そのような市長の意見という形でこれだけの給料が欲しい云々となると、減額要求というのは多分ないと思います。今 90 万もらっているけど今後は 70 万で、という要望はなく、やはりより高い額にという要望になってくると思います。それに対する評価は、非常に難しいものがあると思うのですが。

○**福永委員** それに関しては、例えば税収の動きや民間企業の方の収入がどういう方向を向いているかが参考になると思うのですが。

○**竹下委員** ただ、税収予測は非常に難しいと思います。

○**福永委員** 簡単に出来ないのは分かりますが、もしそういう数値というものがあるとしたら、例えば市長の退職時に、退職金の中で単に支給率というかたちではなくプラス、マイナスの要素を含めたらいいのではないかと思います。

○**松葉会長** まさに中身の議論に入りつつありますが、給料を上げてくれという要求の問題ではなく、基本的にはどう考えているかについて、市長だけにご意見を伺うのでいいと思います。

市長にとっては、報酬が長年にわたり現状維持という形で続いているという意識もあると思うのですが、一度事務局で市長の給与額に対する考えを一度聞いていただき、次回に報告していただくということではいかがでしょうか。

○**宮本委員** 所信表明に市長が諮問を希望する旨の記載があるのは、ひとつは公正に給与を決めていることを公開したいからだだと思います。高いか安いかは別にして、市役所の方から諮問の内容を提案すると審議会そのものが恣意的になってしまうと思います。

諮問するための資料を下さいということは必要だと思いますが、こういう方向性にしようということになるとちょっと審議会の趣旨からはおかしくなってしまいがちなのですが。

○**松葉会長** 私としては、この審議会で縛られるのはこの諮問事項だけなので、市長が給料に対してどう思っているかは、たくさんある資料のひとつという取り扱いに過ぎないものだと思います。

審議会が独立して特別職の意向を受けて中身の方向性を決めるのではなくて、この諮問だけに縛られ、ご検討して下さいということですから、参考資料としてどういう問題点を意識してやるかということを確認することは意味があるのではないかと、思うのですが、こういう方向でよろしいでしょうか。

○**各委員** (了承)

○**松葉会長** ここで私から事務局にお願いしたい資料としては、過去どういう観点で議論をしたのかということを確認するためにも、過去の議論のポイントを要約した資料を、少なくとも前二回の審議会分は出していただきたいと思います。

それと、3%減額というのは審議会ではなく、議会で決めているわけですか。

- 事務局** 市長の判断の中で特別措置条例を提出し、議会で議決されたものです。
- 松葉会長** それ自体は審議会で諮られていないというわけですか。
- 事務局** 審議会のあり方につきましては、本来の市長の額についてご審議いただいております。それを受けて、市長がどのような条例を出すかというところにも政治的な判断があるかと思っております。
- 松葉会長** 審議会の意見としては、金額を判断しそれを市長が判断するというのはよく分かるのですが、枚方市で減額に関して議論されているような資料はあるのですか。
- 事務局** 平成23年度につきましても、以前3%カットしているものについては、前回の選挙の関係で一旦途切れまして、改めて9月議会で引き続き3%カットということになったわけですが、基本的にカットの率がいかがかというのはなかなか難しいもので、実際にこういった根拠に基づいてカットするという明白なものを持ち合わせていないのが現状です。
- 宮本委員** 審議会資料②はカット後の給料額が記載されていますが、今の話からですと、カット前の条例規定額で話を進めない判断が狂う場合があると思います。
- それと人口別で並べた資料が多いのですが、市長職の給与の決め方という人口に応じてというのが判断基準となっているのですか。
- 事務局** 市長給与だけの問題だけではなく、例えば財政の問題を論じるに当たっても、やはり人口類似団体での比較というのはかなり大きな指標となっている点は間違いありません。
- 人口類似というのは、経済状況も類似しているということでもあります。
- 松葉会長** 事務局には、条例規定額をベースにした資料を次回提示いただくようお願いします。
- それと、一般の職員の給与に関してですが、先日の人事院勧告の議論を見ても下がってきている状況です。特別職の給与がその流れに対してイコールというわけではないのですが、先ほどの期末手当の支給率などが月例給与と関係あるといった話にもあるように、市の職員全体の給与改定額がどのように変わっているかについても資料として必要になると思います。
- 小野委員** 経常収支比率とか財政指数のことですが、よろしければ過年度数年間の推移を見せていただけますか。
- 松葉会長** 委員の皆様にはこれら以外にも事務局で用意してほしい資料などがありましたら、随時、事務局までご連絡いただきますようお願いします。
- それでは、今までの皆様からのご意見を踏まえて、次回の審議会を進めていきます。
- 本日の第一回審議会については終了いたします。